

岐阜県内の福祉医療費における併用レセプト請求方式の導入について

令和8年4月診療分より、岐阜県内の市町村が実施している福祉医療費については、「福祉医療費助成金請求書」を廃止し、「併用レセプト請求」方式による現物給付が導入されます。

1 実施時期

令和8年4月診療分から（令和8年5月請求分）

※令和8年3月診療以前分は、従前どおり「福祉医療費助成金請求書」での請求となりますので、併用レセプト方式では請求できません。

2 併用レセプト請求方式の対象となる制度

- (1) 重度心身障害者医療費助成 【公費負担者番号8桁（事業別番号80）】
- (2) 乳幼児、子ども医療費助成 【公費負担者番号8桁（事業別番号81）】
- (3) 父母子家庭（ひとり親）医療費助成 【公費負担者番号8桁（事業別番号85）】

※請求方法は、国の公費負担医療と同様に併用レセプトで請求となります。

制度全般に関する問合せ先
岐阜県国民健康保険課

058-272-8346

請求事務に関する問合せ先
○被用者保険
社会保険診療報酬支払基金 岐阜審査委員会事務局 業務課 058-246-7121

○国民健康保険及び後期高齢者医療
岐阜県国民健康保険団体連合会 保険者支援課調整係 058-214-2973

（1）医療機関等からの請求方式の変更

現在、福祉医療費は「福祉医療費助成金請求書」を用いて請求していただいているが、変更後はレセプトにより保険給付分と併せて請求します。

連名簿請求方式 〈現行〉

(令和8年3月診療分まで)

併用レセプト請求方式 〈変更後〉

レセプト (令和8年4月診療分から)

※医科のイメージ図です。電子レセプトは、別途定められたレセプトの記録条件仕様に沿って作成します。

令和8年4月1日より 福祉医療受給者番号が 変更になります

福祉医療費受給者証			
受給資格者番号			
受給資格者	居住地	岐阜県	
氏名			
生年月日	日生	日から 日まで	
有効期間			
発行機関名	岐阜県		
及び印	イメージ画像		
交付年月日	年	月	日

気をつけてね★今の
受給者証は、4月1日
から、使えないよ！

福祉医療費受給者証			
負担者番号			
受給者番号			
受給資格者	居住地	岐阜県	
氏名			
生年月日	年	月	日生
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
発行機関名	岐阜県		
及び印	イメージ画像		
交付年月日	年	月	日

